

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月19日
【発行者名】	大和ハウスリート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 齊藤 毅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目4番8号 ニッセイ永田町ビル7階
【事務連絡者氏名】	大和ハウス・アセットマネジメント株式会社 大和ハウスリート本部ファンド企画部長 朝比奈 孝祐
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目4番8号 ニッセイ永田町ビル7階
【電話番号】	03-3595-1265
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

大和ハウスリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を受託する資産運用会社である大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、2025年9月19日に開催された取締役会において、本投資法人の運用体制を以下のとおり変更することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（1）変更の内容についての概要

本資産運用会社は、本投資法人のコンプライアンス及びリスク管理業務体制のさらなる強化とともに、コーポレートガバナンス高度化の観点から内部監査機能の重要性が増していることに鑑み、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス部はコンプライアンス及びリスク管理業務に専念し、内部監査業務については一層の独立性と客観性を持たせるべく、専担組織として「内部監査部」を新設することを決定しました。

かかる変更に伴い、2025年5月23日付で提出した有価証券報告書の「第一部 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 （4）投資法人の機構」の一部を2025年10月1日付で以下のとおり変更します。下線部は変更箇所を示します。

特に断らない限り、2025年5月23日付有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。なお、削除箇所は明示していません。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

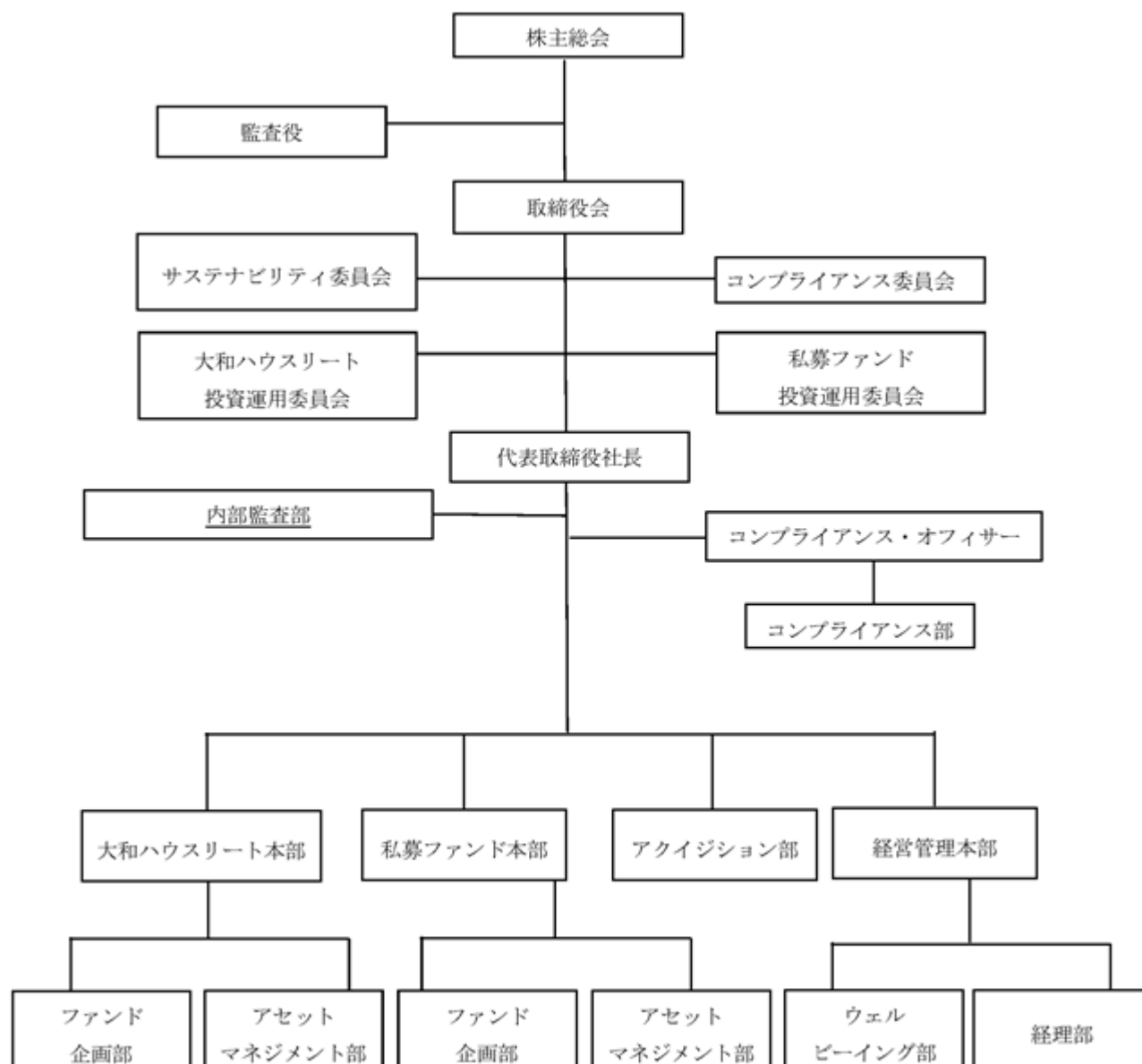
1 投資法人の概況

(4) 投資法人の機構

(中略)

② 投資法人の運用体制

本資産運用会社の組織及びそれぞれの業務の概略は、以下のとおりです。



本資産運用会社は、上記組織の下、資産運用業務及び投資助言業務を行います。本資産運用会社の各種業務は、コンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス部、内部監査部、アクイジション部、大和ハウスリート本部ファンド企画部、大和ハウスリート本部アセットマネジメント部、私募ファンド本部ファンド企画部、私募ファンド本部アセットマネジメント部、経営管理本部ウェルビーイング部及び経営管理本部経理部の各部署に分掌され、コンプライアンス部についてはコンプライアンス・オフィサーが、内部監査部、アクイジション部、大和ハウスリート本部ファンド企画部、大和ハウスリート本部アセットマネジメント部、私募ファンド本部ファンド企画部、私募ファンド本部アセットマネジメント部、経営管理本部ウェルビーイング部及び経営管理本部経理部については、それぞれ担当の取締役が統括します。

また、本資産運用会社は、コンプライアンスに関する審議を行う機関としてコンプライアンス委員会を、サステナビリティ関連の方針、戦略立案等に関する審議を行う機関としてサステナビリティ委員会を、本投資法人の資産の取得・譲渡・運用及び経営計画や資金調達等に関する審議を行う機関として大和ハウスリート投資運用委員会を、私募ファンドの資産の取得・譲渡及び運用等に関する審議を行う機関として私募ファンド投資運用委員会を設置しています。

(イ) 本資産運用会社の各組織の業務の概要

各組織の主な業務は以下のとおりです。なお、本資産運用会社は、本投資法人の資産運用だけでなく、私募ファンドに係る投資助言業務及び投資一任業務にも関与していますが、以下では、私募ファンドの投資助言業務又は投資一任業務のみを行う組織に関する事項を省略しています。

部署名	分掌業務
コンプライアンス・オフィサー	・コンプライアンス全般の企画・立案・推進 ・業務全般についての法令等の遵守状況並びにリスク管理状況の検証 ・苦情等処理の適正性の検証 ・情報の管理状況の適正性の検証 ・コンプライアンス部の業務執行の統括 ・その他前各号に付随又は関連する事項
コンプライアンス部	・法令等及び社内諸規程等の遵守状況の検証及び監督指導 ・コンプライアンスの方針に関する事項 ・コンプライアンス・マニュアルの制定及び改正に関する業務 ・コンプライアンスに関する社内研修等の実施に関する業務 ・反社会的勢力の排除及びマナー・ロンダリング等防止体制の整備並びにその実行に関する検証業務 ・訴訟行為及び執行保全行為に関する業務 ・リスク管理状況の検証等に関する業務 ・広告審査及び開示情報の適切性審査の実施 ・その他前各号に付随又は関連する事項
内部監査部	・内部監査の方針及び計画案策定並びに内部監査の実施 ・その他前号に付随又は関連する事項
アクイジション部	・投資運用業及び投資助言業に係る資産の取得及び譲渡に関する業務 ・不動産取引市場の調査分析 ・投資情報の収集及び分析 ・その他前各号に付随又は関連する事項
大和ハウスリート本部 ファンド企画部	・本投資法人の経営計画及び企画に関する業務 ・本投資法人の資本政策、財務戦略及び資金調達に関する業務 ・本投資法人のポートフォリオの戦略立案及び企画に関する業務 ・本投資法人のポートフォリオの管理全般に関する業務 ・本投資法人の配当政策及び金銭の分配に関する事項 ・本投資法人の広告、宣伝及び広報活動に関する業務 ・本投資法人の適時開示に関する業務 ・不動産市場、金融資本市場、不動産投資信託市場の調査分析 ・その他前各号に付随又は関連する事項
大和ハウスリート本部 アセットマネジメント部	・本投資法人の資産運用に関する業務 ・本投資法人の保有資産の管理全般に関する業務 ・本投資法人の保有資産に対する追加投資に関する業務 ・その他前各号に付随又は関連する事項
経営管理本部 ウェルビーイング部	・経営計画に関する業務 ・総務、人事及び広報に関する業務 ・情報セキュリティに関する業務 ・内部者取引防止のための法人関係情報の管理 ・情報システムに関する業務 ・個人情報に関する業務 ・苦情等処理の受付 ・官公庁等への諸届出に関する業務 ・投資主対応及び投資主総会に関する業務 ・株主総会、取締役会及びサステナビリティ委員会の運営に関する業務 ・資産運用委託契約の締結、解約及び変更に関する業務 ・業界団体等に対する窓口対応 ・帳簿・報告書の作成、管理等の文書整理責任者としての業務 ・サステナビリティ関連の方針、戦略立案及び企画に関する業務

部署名	分掌業務
経営管理本部 ウェルビーイング部	・サステナビリティ関連の調査分析 ・サステナビリティ関連のディスクロージャーに関する事項 ・気候変動等地球環境問題に関する事項 ・環境団体等への加盟及び署名等に関する事項 ・サステナビリティ関連の評価の取得及び対応に関する事項 ・本投資法人及び私募ファンドのポートフォリオ並びに本資産運用会社のサステナビリティ関連の管理全般に関する業務 ・本投資法人及び私募ファンドの保有資産における環境認証等の取得及び対応に関する事項 ・サステナビリティ関連の社内研修等の実施に関する業務 ・その他前各号に付随又は関連する事項
経営管理本部 経理部	・経理に関する業務 ・本投資法人の経理に関する業務 ・その他前各号に付随又は関連する事項

（２）当該変更の年月日

2025年10月１日